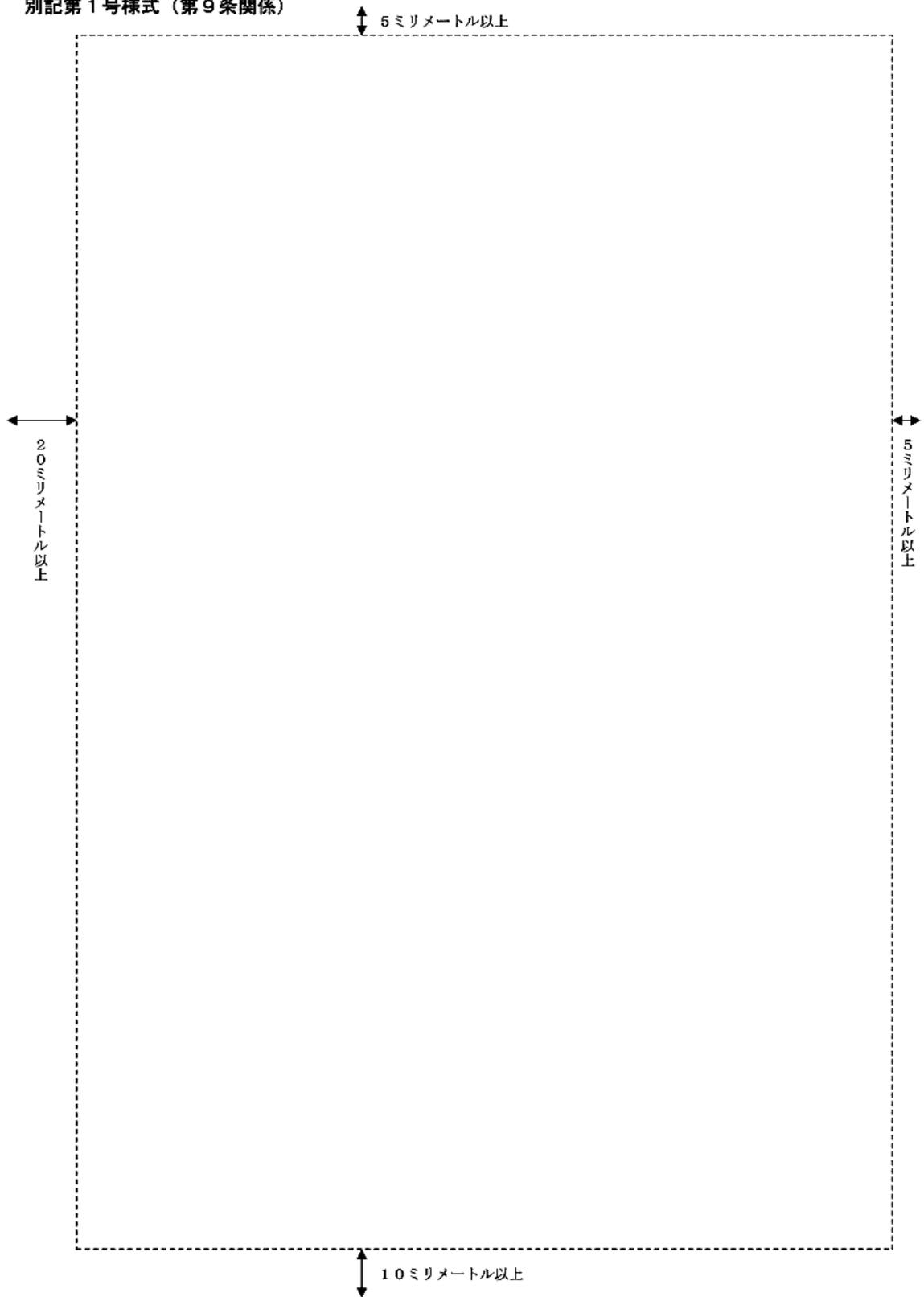


別記第1号様式（第9条関係）



(備考)

- 1 用紙は、文字が明瞭に判読できる日本産業規格A列四番の紙とする。
- 2 縦置き又は横置きかを問わず、縦書き又は横書きかを問わない。
- 3 2枚以上にわたるときは、各ページにページ番号を記載すること。
- 4 片面のみに記載すること。
- 5 数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと。
- 6 様式中の破線は、必要な余白を示すものであり、記載することを要しない。